

Life support plus

LIFEサポートプラス

生活における様々なトラブルを
24時間365日サポートします！



サービス提供会社



安心入居サポート

～ 24 時間 365 日出動の安心サポートサービス ～

駆け付けサービス

カギのトラブルサポート

- カギを紛失して自宅に入れない!
- 外出先にカギを忘れてきてしまった!
- ※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明の提示が必要です。
- ※ 合鍵の作製はできかねます。
- ※ マンションのオートロックは作業対象外です。

水まわりのトラブルサポート

- 蛇口から水がもれて止まらない!
- 排水溝が詰まってしまった!
- トイレのタンクが故障して水が出ない!
- トイレが詰まった! 水があふれた!
- 台所の詰まりで水が流れない!

ガラスのトラブルサポート

- 泥棒の侵入でガラスが割られた!
- 子供がガラスを割ってしまった!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!
- ※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができかねる場合がございます。

電気のトラブルサポート

- ブレーカーが落ちた!
- 突然電気が消えた!
- エアコンが動かない!

在宅確認サポート

- 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配! 在宅確認をして!
- ※ あくまでも玄関前までの出動対応となります。
- ※ 部屋内に入っただけの確認は一切行いません。
- ※ 一親等以内の親族が対象となります。

無償対応範囲と 有償対応範囲について

- 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金（60分以内の作業）が無料となります。
- 有償対応範囲…60分超の作業料金（10分につき、1,100円（税込））・特殊作業料金・部品代金となります。
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

トラブル発生から
解決までの流れ

トラブル発生!
フリーダイヤル
0120-726-800

コールセンター
入居者の過失や事故に対して
出張・作業を会員価格で対応!!

トラブル解決!

新しい部屋、新しい暮らし。環境もライフスタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブル・災害や事故などはつきものです。

「安心入居サポート」はそんな万が一のトラブルや事故に備えたサポートシステムです。カギの紛失や、水まわりのトラブル、不注意によるガラスの破損、法律に関するご相談から健康カウンセリングまで、いつ起こるかもしれないトラブルに「安心入居サポート」がお応えします!

トラブル電話サポート

ガス・給湯器 のトラブルサポート

- お風呂のお湯が出ない!
- コンロが点火しない!
- 元栓をひねってもお湯が出ない!

※ お電話にての対応となり、応急対応や処置方法をアドバイスいたします。
※ 機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡してください。

健康・医療相談

- 不意にケガをしてしまった。 応急処置はどうすればいいの?
- 急な発熱、とりあえずどうしよう?
- ストレスがたまって精神的にまいってしまった!

※ 当社で直接対応はいたしません。
※ 個別の相談料は実費となります。

ダイヤル案内

- 訪問販売がしつこくてついつい契約をしてしまった!
- 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!

※ 当社で直接対応はいたしません。
※ 個別の相談料は実費となります。
※ ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら!
同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために

再入居費用として一律 **10万円** を負担!

※ ご契約いただいた販売店からの再入居が条件となります。
※ ご利用は契約期間中 1 回のみとさせていただきます。 ※ 警察への被害届の申請が必要となります。

お問い合わせフリーダイヤル 24 時間・365 日対応



0120-726-800

お客様の声

学生さんに多いトラブル

- 1. カギのトラブル**
 - 実家にカギを忘れてしまい、自宅に入れない。
- 2. 水まわりのトラブル**
 - 排水溝が臭う。
 - トイレが詰まってしまった。
- 3. ガスのトラブル**
 - 突然、お湯が出なくなってしまった。

こんなご相談もありました！
○ バイクでケガをしたが、何処に電話をしていいかわからない。

ファミリーに多いトラブル

- 1. 水まわりのトラブル**
 - 台所の排水溝が詰まってしまった。
 - 排水溝が臭う。
- 2. カギのトラブル**
 - 家族がカギをなくして、防犯の為にカギ（シリンダー）を交換したい。
- 3. ガスのトラブル**
 - 突然、お湯が出なくなってしまった。

こんなご相談もありました！
○ 子供が突然熱を出してしまったので、近くの病院を教えてください。

社会人の一人暮らしに多いトラブル

- 1. カギのトラブル**
 - 外出先（レジャーなど）でカギを紛失してしまった。
- 2. ガスのトラブル**
 - 突然、お湯が出なくなってしまった。
- 3. 水まわりのトラブル**
 - トイレが詰まってしまった。

こんなご相談もありました！
○ レンタカーを借りられる場所を知りたい。

Life Cycle Concierge (ユーザー限定の会員特典)

ご利用につきましては右記URLもしくは二次元コードよりご確認ください。

※アプリ『Living Link』トップページの会員特典から専用サイトへアクセスすることも可能です。

<https://lifecycleconcierge.jp>



Times
CAR

初期費用0円でカーシェアライフを！

会員カード発行手数料
1,650円 ⇒ **0円**

月額基本料金3ヵ月
2,640円 (880円×3ヵ月) ⇒ **0円**



カラオケ館

カラオケの利用料金を割安で提供！

カラオケ利用料金のルーム料
30%割引 ※一般料金より

フリータイム料金
25%割引 ※一般料金より

テレワークルーム利用料金
20%割引



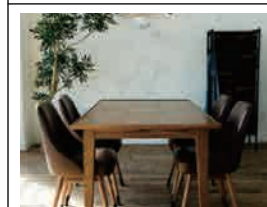
不要品買取サービス

引越や買替で発生した不要品を一括査定！
オンライン見積もり 無料
複数ショップでの比較が可能



ホームセキュリティ

工事不要！5分で設置が完了するホームセキュリティ
月額 1,628円(税込)→
初月1,518円(税込)



家具・家電レンタル

オシャレな家具が1つからレンタル可能！
初月5,000円(税込)OFF



夜間/休日の救急往診

もしものときのお守りに、ファストドクター
往診利用時の医師の交通費無料



ハウスクリーニング

お部屋の「掃除」はプロにおまかせ！
最大 10%OFF



収納サービス

お部屋の「荷物」預けてスッキリ！
月額 110円(税込)～
※割引は最大12ヶ月まで



ヘルシー食宅配サービス

糖質30g以下・塩分2.5g以下の食事を60品以上の中からお届け！
初回購入金額より
2,000円(税込) 割引



ヘッドホン 定額サービス

300種類を超えるヘッドホン等が使い放題
初回 50%OFF

上記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！ ※掲載内容や特典は変更となる場合がございます。

困った時に
24時間365日
駆け付け!!

便利な会員証アプリ

住まいの緊急トラブルサポートアプリ

Living Link

いつでもどこでも

**緊急連絡
可能!!**

時間も問わず
手軽に確認

**掲示板
機能!!**

スマホと一体で安心

**便利な
会員証!!**



アプリをダウンロード



プッシュ通知設定



お客様情報入力

●お名前(カタカナで入力)
●電話番号(間の「-」無しで続けて入力)
以上の2項目を入力し、「確認」をタップ。
確認画面が表示後「登録」をタップすると完了です。



プッシュ通知表示で
ご利用開始!



App Store▲
Available on the iPhone
App Store



Google play▲
ANDROID APP ON
Google play



無料!!

※会員サービスのシステムへお客様情報が反映されると、プッシュ通知でご利用開始のお知らせが入ります。ご利用開始の目安は、お客様情報登録から約2週間程度です。

安心入居サポート／利用規約
＜スマホ用二次元コード＞

<https://jbr-doc.com/1276/agreement.pdf>



すまいレスキュー保険C（家財保険）

1火災

2落雷

3破裂または爆発

4給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ

5風災・ひょう災雪災

※家財の損害額に条件はありません。

6建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊

7騒じょうなど

8家財の盗難

※1事故、50万円限度。

9通貨の盗難

※通貨は1事故、1世帯20万円限度。

10預貯金証書の盗難

※預貯金証書は1事故、1世帯につき保険金額を限度。

11いたずら

※1事故、30万円限度。

12水害

※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。

13持ち出し家財保険金

一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合

すまいレスキュー保険C（賠償責任保険）

14家主様への賠償責任

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

15第三者に対する賠償責任

被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物（被保険者が所有、使用または管理する財物は除く）に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用	修理費用（※借用住宅に限りです）
水道管等修理費用	地震火災費用
ドアロック交換費用	ビッキング防止費用
残存物清掃費用	近隣見舞費用
緊急避難費用	洗面台交換費用
ガラス交換費用	便器交換費用
浴槽交換費用	遺品整理費用
損害防止費用	

- 家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。（※ただし貴金属などは時価額で評価します）
- 損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- 修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害（50万円限度）」を含みます。
- このパンフレットはすまいレスキュー保険Cの概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険C以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険Cの付帯サービスではありません。

すまいレスキュー保険C（家財保険・賠償責任保険）補償内容について

		保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額150万円)	保険金をお支払できない 主な理由
すまいレスキュー保険C 補償内容一覧	家財保険	損害保険金	①火災	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個（組）ごとに30万円限度)	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ・持ち出し家財である自転車の盗難 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ・上記以外の放射性放射または放射能汚染など 〈洗面台交換費用保険金〉 ・詰まりによる破損または汚損など 〈便器交換費用保険金〉 ・詰まりによる破損または汚損など 〈浴槽交換費用保険金〉 ・詰まりによる破損または汚損など
			②落雷		
			③破裂または爆発		
			④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ		
			⑤風災・ひょう災・雪災		
			⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊		
			⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為		
			⑧家財の盗難	家財	
			⑨通貨の盗難	通貨	
			⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	
			⑪いたずら	第三者によるいたずらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	
		⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
			床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%を限度	
			床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	保険金額×5%を限度	
			家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
		持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに30万円を限度	
		臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合	損害保険金×5%を限度	
		修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限りです	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	
		水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度	
		地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度	
		ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	
		ビッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあり、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	
		残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	
		近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	
		緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払される場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	
		洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
		ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。）	実費：1事故につき100万円を限度	
		便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
		浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
		遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度	
		損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費
		賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物（被保険者が所有、使用または管理する財物は除く）に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額（法律上の賠償責任の額） 2,000万円を限度 ※偶然な事故により被保険者が住宅を損壊させた場合は、火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故による漏水は2,000万円を限度とし、その他の事故は100万円を限度とします。 ・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

●すまいレスキュー保険C 事故受付専用ダイヤル（フリーコール）

0120-123-030

24時間／年中無休

レスキュー損害保険株式会社

URL <https://www.rescue-sonpo.jp/>
ご契約内容のご連絡は TEL：0570-200375

RB01-012(3) 2024.10

家財の損害

○ 保険金をお支払いする主な例	✕ 保険金をお支払いできない主な例
火災を起こし、家財が焼失してしまった。 火災による家財の損害を補償致します。	地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。 地震による損害は、補償の対象外となります。
隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。 類焼による家財の損害を補償致します。	隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した。 自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。
上階からの漏水でテレビが故障してしまった。 他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。	雨漏りでテレビが、故障してしまった。 雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。
台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。 風災による家財の損害を補償致します。	窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。 単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。
デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。 一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。 ※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除きます。 ※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。	デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。

費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例	✕ 保険金をお支払いできない主な例
誤って借戸室の窓ガラスを割ってしまった。 [100万円限度]	老朽化により、給湯器が故障してしまった。 老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。
寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。 [100万円限度]	結露を原因として、借戸室にカビの損害が発生した。 カビによる損害は補償の対象外となります。
化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。	外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。 鍵の紛失は補償の対象外となります。
誤って、浴槽を破損させてしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。	地震により、化粧ピンが落ち、洗面台が破損してしまった。 地震による被害は、補償の対象外となります。
誤って、便器を破損させてしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。	原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。 原因調査費用は、補償の対象外となります。
凍結により、水道管や給湯器が破損した。 [10万円限度]	
部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。 [3万円限度]	

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例	✕ 保険金をお支払いできない主な例
洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に損害を与えてしまった。	排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。 老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。
火災を起こし、借戸室を焼失させてしまった。	自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。 自動車事故による損害は、補償の対象外となります。
ガス爆発を起こし、借戸室に損害を与えてしまった。	勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。 職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。
洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。	借戸室の使用により不可避免的に生じる損害 ・タンスを置いていた場所にへこみ跡が残った。 ・喫煙により、壁紙が変色した。
ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。	借戸室の自然の劣化や消耗によって生じた損害 ・日焼けにより畳が変色してしまった。 ・部屋の壁紙が経年により、はがれてきた。 ・老朽化により、給湯器が故障してしまった。 ・結露が生じたため、床や壁にカビが生えた。
借戸室で転倒して、ドアを破損させてしまった。	単なる外観上の損傷で、借戸室の機能に直接関係のない損害 ・室内の模様替え作業中、壁紙に傷をつけてしまった。 ・飼い猫が壁をひっかけ、傷跡が残った。
室内の模様替えの作業中、あやまって壁に穴をあけてしまった。	偶然な事故によるものではない損害 ・壁の釘穴を補修した。
あやまって家具を落とし、床に穴をあけてしまった。	
幼児が物を投げて、ドアに穴があいてしまった。	

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を

差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- （１）ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- （２）火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさないで下さい。
- （３）賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- （４）保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただけます。
 - ①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- （５）保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社
0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24時間365日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

- （１）個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- （２）お客様に関する情報の利用目的について
お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用します。
 - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い
 - ③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等
- （３）お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
 - ①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
 - ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
 - ③再保険の手続きをするために再保険会社(外国を含む)に提供する場合 等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。以下へお問い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】
レスキュー損害保険株式会社
東京都港区三田三丁目 5 番 19 号 住友不動産東京三田ガーデンタワー 29 階
TEL 0570-200375